

# 「米代川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約改定について

令和6年10月  
能代河川国道事務所



## 米代川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約(案)

(名称)

第1条 本会の名称は、「米代川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」とする。(以下、「協議会」とする。)

なお、本協議会は、水防法(昭和24年法律第193号・平成29年改正)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び同法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、米代川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(作業部会の構成)

第4条 協議会に作業部会を置く。

2. 作業部会は、別表2の課に所属する者又は別表2の職にある者をもって構成する。
3. 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 作業部会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とする。
5. 事務局は、第2項によるもののほか、作業部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の課に所属する者又は別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3) 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として毎年出水期前に堤防の共同点検等を実施

し、情報の共有を図る。

4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は報道機関に原則として公開する。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2. 作業部会は原則非公開とする。

(協議会資料等の公開)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等については、協議会の了解を得て非公開とすることができる。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

流域治水課

2. 協議会及び作業部会の事務局は、能代河川国道事務所 調査第一課及び秋田県建設部 河川砂防課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和4年9月30日から施行する。

令和6年 月 日に一部変更し施行する。

〈別表1〉

米代川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員

構成員	能代市長	
	北秋田市長	
	大館市長	
	鹿角市長	
	小坂町長	
	藤里町長	
	八峰町長	
	上小阿仁村長	
	秋田県	総務部 危機管理監
	秋田県	建設部長
	気象庁	秋田地方気象台長
	秋田内陸縦貫鉄道(株)	代表取締役社長
	国土交通省	東北運輸局 鉄道部長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所長

〈別表2〉

米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会作業部会 構成員

構成員	能代市	総務部 総務課 総合防災課
		都市整備部 道路河川課
	北秋田市	総務部 総務課
		建設部 建設課
	大館市	総務部 危機管理課
		建設部 都市計画課
	鹿角市	総務部 総務課
		建設部 都市整備課
	小坂町	総務課
		建設課
	藤里町	生活環境課
	八峰町	総務課 防災町民課
		建設課
	上小阿仁村	住民福祉課
		建設課
	秋田県	総務部 総合防災課
	秋田県	建設部 河川砂防課
	気象庁	秋田地方気象台
	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	運輸部
	国土交通省	東北運輸局 総務部
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所 調査第一課 流域治水課